

和歌山市週休２日工事実施要領

１．目的

建設業界では、就業者の高齢化や休暇の取得が困難なことなどを理由にした若手就業者の高い離職率などから、将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくために必要となる担い手の確保が課題となっている。この要領は、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進するため、週休２日工事の実施に必要な事項を定める。

２．対象工事

和歌山市が発注する全ての建設工事を対象とし、月単位の週休２日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とすることができる。

- (１) 現場作業が短期間（１か月未満）で完了する工事
- (２) 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事
- (３) 通年維持工事
- (４) 工程や完成時期に制約のある工事

３．用語の定義

(１) 週休２日

- ① 月単位の週休２日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達したと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が２８．５％に満たない月においては当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休２日とは、対象期間内の現場閉所率が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達したと認められる状態をいう。

(２) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(３) 現場閉所

発注工事単位で、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業（書類整理等の事務作業を含む）を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場閉所は、土曜日及び日曜日に限定しない。

また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(４) 工事着手日

現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日をいう。

(５) 工事完成日

完成通知書の提出日をいう。

４．工事費の積算

- (１) 特記仕様書等に対象工事であることを明記するとともに、別紙１及び別紙２に示す月単

位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

- (2) 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たないものは、達成状況に応じて契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更する。

5. 実施方法

(1) 工事着手前

ア 監督職員は、現場閉所予定日を記載した計画工程表または別紙3「休日取得計画・実績書」等を受注者から受領し、月単位の週休2日が確保されていることを確認する。

なお、現場条件等により月単位の週休2日の取組を行うことが困難な場合においても、通期の週休2日を確保するよう努めるものとする。

イ 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 監督職員は、月単位又は通期の週休2日を達成できない場合の減額金額（概算の減額金額となる場合、概算減額金額を含む）を工事打合簿で受注者に通知する。

(2) 工事着手後

ア 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所予定日を記載した実施工程表等を受注者から受領し、現場閉所の状況を確認する。

イ 受注者は、監督職員による現場閉所の状況の確認のため、工事履行報告書の提出と併せて現場閉所日及び現場閉所率が記載された次のいずれかの資料（以下、「確認資料」という。）を監督職員に提出する。

i) 実施工程表

ii) 工事日誌

iii) 休日取得計画・実績書（別紙3）

ウ 監督職員は、受注者から確認資料を受領し、現場閉所の達成状況を確認後、必要に応じて変更契約を行う。

(3) その他留意事項

ア 監督職員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

イ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

ウ 工事一時中止を行う場合など対象期間に変更が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

6. 工事成績評価

監督職員は、対象期間内の現場閉所が月単位又は通期の週休2日を達成していた場合、工事成績評価にて評価を行うものとする。

7. その他

- (1) 受注者は週休2日工事の対象現場であることを工事現場内の公衆の見やすいところに掲示するものとする（別紙4参照）。

- (2) 受注者は土曜日及び日曜日が現場閉所となるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 7 月 1 5 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 8 月 1 5 日から施行する。

週休 2 日を達成した場合の補正係数（土木工事）

○補正係数

【月単位の週休 2 日】

	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
土木工事	1.02	補正なし	1.01	1.02
港湾・漁港工事	1.02	補正なし	1.02	1.03
土地改良工事（土木）	補正なし	補正なし	1.04	1.05
土地改良工事（施設機械）	補正なし	補正なし	1.04	1.05
治山林道	1.04	1.02	1.03	1.05

【通期の週休 2 日】

補正なし

○土木工事市場単価方式の補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休 2 日	通期の 週休 2 日
鉄筋工		1.02	補正なし
ガス圧接工		1.01	
インターロッキングブロック工	設置	1.01	
	撤去	1.02	
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	
	撤去	1.02	
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	
	撤去	1.02	
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	
	撤去	1.02	
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	
道路標識設置工	設置	1.00	
	撤去・移設	1.01	
道路付属物設置工	設置	1.01	
	撤去	1.02	
法面工		1.01	
吹付砕工		1.01	
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	
道路植栽工		1.02	
公園植栽工		1.02	
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	
橋面防水工		1.01	
薄層カラー舗装工		1.00	
グルーピング工		1.00	
軟弱地盤処理工		1.01	
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	

○土木工事標準単価の補正係数

名称区分	補正係数	
	月単位の 週休 2 日	通期の 週休 2 日
区画線工	1.02	補正なし
高視認性区画線工	1.02	
橋梁塗装工	1.01	
構造物とりこわし工（機械）	1.01	
構造物とりこわし工（人力）	1.02	
コンクリートブロック積工	1.02	
排水構造物工	1.02	
鋼製排水溝設置工	1.02	
表面被膜工（コンクリート保護塗装）（固定足場）	1.01	
表面被膜工（コンクリート保護塗装）（高所作業車）	1.01	
表面含浸工（固定足場）	1.02	
表面含浸工（高所作業車）	1.02	
連続繊維シート補強工（固定足場）	1.02	
連続繊維シート補強工（高所作業車）	1.02	
剥落防止工（アラミドメッシュ）（固定足場）	1.02	
剥落防止工（アラミドメッシュ）（高所作業車）	1.02	
漏水対策材設置工（固定足場）	1.02	
漏水対策材設置工（高所作業車）	1.02	
防草シート設置工	1.01	
紫外線硬化型 F R P シート設置工（ホ°リエステル樹脂）（固定足場）	1.01	
紫外線硬化型 F R P シート設置工（ホ°リエステル樹脂）（高所作業車）	1.01	
塗膜除去工	1.02	
バキュームブラスト工	1.01	
道路反射鏡設置工（設置）	1.00	
道路反射鏡設置工（撤去）	1.02	
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）	1.02	
機械式継手工	1.02	
抵抗板付鋼製杭基礎工	1.01	
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	1.01	
F R P 製格子状パネル設置工	1.00	
侵食防止用植生マット工（養生マット工）	1.02	
支承金属溶射工	1.02	
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工	1.02	

フレア溶接工	1.02	補正なし
H型ボラード設置工	1.01	
橋梁用水切り材設置工（固定足場）	1.02	
橋梁用水切り材設置工（作業車）	1.02	

○港湾工事市場単価方式の補正係数

名称	補正係数	
	月単位の 週休 2 日	通期の 週休 2 日
底面工	1.01	補正なし
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00	
支保工	1.02	
足場工	1.01	
鉄筋工	1.02	
吊鉄筋工	1.02	
型枠工	1.02	
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02	
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02	
止水板工	1.02	
上蓋工	1.02	
伸縮目地工	1.01	
係船柱取付	1.02	
防舷材取付	1.02	
車止・縁金物取付	1.02	
係船柱撤去	1.02	
防舷材撤去	1.02	
車止撤去	1.02	
電気防食取付	1.02	
防砂目地版取付工（陸上施工）	1.02	
防砂目地版取付工（水中施工）	1.02	
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02	
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01	
ペトロラタム被覆	1.02	
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02	
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02	
かき落とし工	1.02	
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01	
汚濁防止枠設置・撤去	1.01	
灯浮標設置・撤去	1.01	
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00	
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02	
異形ブロック製作 型枠工、コンクリート打設	1.02	
異形ブロック製作 給熱養生	1.01	

週休 2 日を達成した場合の補正係数（建築工事）

○ 複合単価の労務単価は、次の補正係数を乗じて補正する。

月単位の週休 2 日 1.04

通期の週休 2 日 1.02

○ 市場単価及び補正市場単価は、以下の表 A－1、表 E－1 及び表 M－1 の補正率を用いた以下の式により補正する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

- ・ 市場単価 × 補正率
- ・ 補正市場単価 × 補正率
- ・ 物価資料の掲載価格 × 補正率

表 A—1 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日
		補正率	補正率
仮設工事		1.03	1.01
土工事		1.02	1.01
地業工事		1.02	1.01
鉄筋工事		1.03	1.01
コンクリート工事		1.03	1.01
型枠工事		1.03	1.01
鉄骨工事		1.03	1.02
既製コンクリート		1.02	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.01
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.01
防水工事	物価資料	1.02	1.01
石工事		1.02	1.01
タイル工事		1.02	1.01
木工事		1.02	1.01
屋根及びとい		1.02	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.01
金属工事	物価資料	1.02	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.01
左官工事	物価資料	1.03	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.01
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.02
建具	物価資料	1.02	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.01
塗装工事	物価資料	1.03	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.01
内外装工事	物価資料	1.03	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.01
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.02	1.01
舗装工事		1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.02	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表 E—1 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日
		補正率	補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ボックス	1.03	1.01
	ケーブルラック	1.02	1.01
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.01
	プルボックス	1.02	1.01
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.01
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.01
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.01
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.01
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.02	1.01

表 M—1 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日
		補正率	補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.01
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダク ト及び低圧チャンバー 類	1.03	1.01
ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパー等の取付 手間のみ	1.04	1.02
衛生器具設備（ユ ニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.02

休日取得計画・実績書

工 事 名			
工 期		から	まで
工事着手日			
工事完成予定日			

合計		対象期間	閉所日数	閉所率
	計画	0	0	#DIV/0!
	実績	0	0	#DIV/0!
通期の判定	閉所率 28.5%以上			#DIV/0!

休：現場閉所日 雨：降雨・降雪による現場閉所日 夏：夏季休暇 年：年末年始休暇 工：工場製作期間
中：一時中止期間 一：夏、年、工、中以外の対象期間外の日 外：工事着手日前、工事完了日後の対象期間外の日

1月

[illegible]

2月

[illegible]

3月

[illegible]

4月

[illegible]

5月

[illegible]

6月

[illegible]

【記載例】

「週休 2 日工事に取り組んでいます」

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休 2 日に取り組んでいます。

現場閉所予定

○月○日、○日、○日・・・

原則○曜日、○曜日 など

発注者 ○○○

受注者 ○○○